



生き生きと働き
続けられる職場を

健康講座
県労会議

ハラスメントに どう取りくむか

講師

医労連 広島市民病院職員労働組合
執行委員長 濱 喜代子さん

ILO「仕事の世界における暴力とハラスメントの除去」条約が6月に成立しました。これは「暴力とハラスメントのない仕事の世界」は「すべての人の権利」・人権保障と位置付けています。

日本では「女性活躍法」「男女雇用機会均等法」「労働施策総合推進法」の「ハラスメント関連法」が5月末に成立しました。この3つの関連法でパワハラ・セクハラ・マタハラを相談したことによる不利益取り扱いを禁止。総合推進法では職場でのパワハラ防止措置を事業主に義務付け、均等法では、他の企業からセクハラを受けたケースでセクハラ対策の協力に応ずる努力義務規定を新設し、来春迄に運用指針が定められます。ILO条約はハラスメント禁止と制裁措置の法の規定を求めています、事業者の防止義務しかありません。

ILO条約が求める水準を指針に取り込ませる運動と不十分な法律を補完した職場での対策整備が大切です。そして禁止規定を盛り込んだ法改正を行わせ、ILO条約を批准させる運動を広げることが大切です。職場でのハラスメントや安全衛生などを具体的な取りくみも入れてお話頂きます。是非ご参加下さい。

日時

10/11 (金) 18:00~20:00

会場

岡山市勤労者福祉センター4階 第2会議室

主催：岡山県労働組合会議

岡山市北区春日町5-6 086-221-0133

協賛：働くもののいのちと健康を守る岡山県センター